

1

問題

《平安時代初期の政治～摂関政治》

次の文章を読み、下記の問に答えよ。

(25 点)

8 世紀末に即位した桓武天皇は、律令体制再建を志し、平安京への遷都を初めとする政治改革を実施した。とくに①地方政治や軍制の改革を積極的に推し進めたが、十分な成果を得るまでには至らなかった。また、天皇は蝦夷征討にも力を入れ、律令国家の支配権を広げた。桓武天皇の改革は嵯峨天皇にも引き継がれ、社会の実態に応じて律令を運用するための諸改革が行われた。

一方で、810 年の薬子の変において（ 1 ）が蔵人頭として嵯峨天皇に取り立てられたのを機に、藤原北家が台頭し、有力他氏を排斥しつつ天皇との姻戚関係を築くことにより、勢力を伸ばした。10 世紀前半には一時天皇による親政が布かれたが、969 年に起きた（ 2 ）で左大臣の源高明が大宰府に左遷されると藤原氏の貴族社会での地位は揺るぎないものとなり、以後摂政・関白がほぼ常置され、それを藤原氏が独占するという摂関政治が行われた。

藤原氏が勢力を伸ばしつつあった 9 世紀前半から 10 世紀前半にかけては、律令体制再建の努力が続けられ、②法制的整備などが行われたが、摂関政治期になると、政治は先例と儀式を重んじる形式的なものとなり、律令体制の形骸化と変質が進行した。

問 1 文中の 1・2（ ）に適する語句を記せ。（4 点）

問 2 下線部①に関して、桓武天皇が行った「地方政治や軍制」に関する制度改革について、具体的に 80 字以内で説明せよ。（11 点）

問 3 下線部②に関して、この時期には三代格式が編纂されたが、この格・式とはそれぞれ何のことか。^{留意点}三代格式の具体的な名称と編纂を命じた天皇を挙げつつ、70 字で説明せよ。

(10 点)

ポイント

平安時代初期の政治改革、ならびに摂関政治の確立に至るまでの経緯について理解する問題である。空欄補充問題・論述問題を出題した。平安時代初期については具体的な政策、摂関政治の確立については個々の事件の内容を整理するとともに、天皇による政治改革から藤原北家の台頭へという、平安時代の政治史の流れを押さえておこう。

解 答

問 1 1 藤原冬嗣 2 安和の変

問 2 勘解由使を設置し、国司の交替に際しての事務引継ぎの監督に当たらせた。また、一部地域を除いて軍団と兵士を廃止し、郡司の子弟を中心に健児を採用して国府を守護させた。（80 字）

問 3 格は律令の修正法、式は律・令・格の施行細則で、嵯峨天皇の時に『弘仁格式』、清和天皇の時に『貞観格式』、醍醐天皇の時に『延喜格式』が編まれた。（70 字）

解 法

問 2

思考のプロセス

- 問：桓武天皇が行った地方政治や軍制に関する制度改革について、具体的に説明する

典型的な事項説明型の問題であるが、本問は述べるべき政策の分野が指定されているため、該当する政策名を特定させた上で解答の要素の取捨選択をすることが重要になる。

ここがポイント！

政策を列挙していくパターンの論述問題へのアプローチ

- ① 設問で要求されている事項に該当する政策を特定し、漏れなく挙げること。
- ② 制限字数との兼ね合いも踏まえて解答の要素を取捨選択し、各政策についての説明を簡潔にまとめること。

まずは、桓武天皇の政治改革について、地方政治と軍制に関する代表的な政策を挙げよう。その上で、それぞれの政策について、どのような政策であったか、具体的な名称や職務を説明すればよい。

解答の組立て

- 勘解由使^{かげゆし}の設置…国司の交替に際しての事務引継ぎの監督に当たらせる
- 健児^{こんでい}の採用…（一部地域を除き）軍団・兵士を廃止
郡司の子弟らを中心に健児を採用して国府を守護させる

問 3

思考のプロセス

- 問：格・式とはそれぞれ何のことか
- 留意点：三代格式の具体名と編纂を命じた天皇を挙げる

設問の要求を整理すると、解答には、格・式の意味と3つの格式の名称および編纂を命じた天皇が必須であるとわかる。盛り込むべき要素が多いので、格・式の説明については簡潔にまとめよう。

解答の組立て

- 格…律令の修正法
式…律・令・格の施行細則
- 三代格式…『弘仁格式』（嵯峨天皇）
『貞観格式』（清和天皇）
『延喜格式』（醍醐天皇）

解説

問1 1 藤原北家の藤原冬嗣は嵯峨天皇の信任が厚く、810（弘仁元）年の葉子の変に際して置かれた令外官の蔵人頭りょうげのかん くろうどのとうに就任した。その一方で娘の藤原順子じゅんしを正良親王まさよし（のちの仁明天皇）の妃とし、天皇と姻戚関係を結んだ。

2 969（安和2）年、醍醐天皇の子で左大臣であった源高明たかあきらが藤原氏により大宰府に左遷されると（安和の変）、藤原北家の貴族社会での地位は不動のものとなり、摂関政治が確立された。

問2 ■桓武天皇と律令体制の再建

8世紀後半になると次第に律令体制の動揺が顕在化し、政府は律令体制の再建に取り組む必要に迫られた。781（天応元）年に即位した桓武天皇は、本格的な律令体制の再建のために寺社などの旧勢力との関係を断って、新たな政権基盤を確立することをめざして遷都に踏み切った。まず784（延暦3）年に長岡京を造営し、失敗と見るや794（延暦13）年にはさらに平安京に遷都した。桓武天皇の行った事業は多岐にわたるが、とくに中心的に取り組んだのは地方政治改革であった。

■勘解由使の設置

律令政府の地方支配において重要な役割を果たしていたのは、国司や郡司である。とくに、国司は租税の徴収や官有物の管理などに当たっていたことから、厳しく監督することが求められた。そこで、797（延暦16）年頃に令外官として勘解由使が設置された。勘解由使の職務は、国司交替に当たって行われる事務手続きを監督し、新任国司から前任国司に渡される、交替事務が終了したことを示す解由状を審査することであった。

■健児の採用

農民は律令制下の重い諸負担に苦しみ、浮浪・逃亡などによって租税負担を免れようとしていたが、その影響は兵役拒否や兵士の質の低下といった形で表れるようになっていた。そもそも律令制下の軍制では、国司の監督下に各国1～数団の軍団が設置されており、軍団では正丁のうち3～4人に1人の割合で兵士を徴発し、訓練を受けさせていた。ところが、律令制度の弛緩とともに、軍団・兵士制度がうまく機能しなくなっていたのである。そのため792（延暦11）年、軍事的な要地である東北・九州地方を除いて軍団・兵士制は廃止となり、代わりに郡司の子弟を中心に健児を採用し、国府の守護などに当たらせることになった。なお、このような改革の実現が可能になった背景には、唐・新羅との緊張関係が緩和されたという事情があった。

▼ここもチェック

奈良時代末期、光仁天皇が官吏の人員削減による財政緊縮などに、すでに着手していたことも押さえておこう。

▼ここもチェック

兵士の一部はさらに、衛士（宮都の警備）や防人（九州の防衛）にも派遣されていた。

問3 9世紀前半から10世紀初頭にかけては、摂関政治の萌芽が見られつつも律令体制再建の努力が続けられた時代であった。その具体的な現れの1つとして、格式の分類・編集事業を挙げることができる。**格**とは、時勢の変化に応じて律令に加えられた部分的な修正・補足法令をさす。例えば、奈良時代の墾田永年私財法の中で、それ以前に実施されていた三世一身法はその発布の年を取って「養老七年の格」と呼ばれている。そして、**式**は律令や格を実際に実施する際に必要となる細則である。

平安時代に入ると、政務の便宜をはかるため、これらを分類・編集する必要が生じ、まず嵯峨天皇の820（弘仁11）年、藤原冬嗣らにより『弘仁格式』が編集された。次いで、清和天皇の869（貞観11）年に『貞観格』が成立し、その2年後、先の『弘仁式』の補遺という形を取って『貞観式』が成立している。さらに、天皇親政を行った醍醐天皇の下で、『貞観格』以後の詔勅・官符中から重要なものを選び、907（延喜7）年に『延喜格』が成立した。927（延長5）年に成立した『延喜式』は、藤原忠平らが『弘仁式』と『貞観式』を合わせた上、その内容を取捨・改定して編集したものであるため、式としては最も整備された内容となっている。

▼三代格式と養老令の註釈書

	名称	天皇	完成年	編者
三代格式	『弘仁格』 『弘仁式』	嵯峨	820年	藤原冬嗣ら
	『貞観格』 『貞観式』	清和	869年 871年	^{うじむね} 藤原氏宗ら
	『延喜格』 『延喜式』	醍醐	907年 927年	藤原時平ら 藤原忠平ら
註釈書	^{りょうのぎげ} 『令義解』	淳和	833年	清原夏野（官撰）
	『令集解』	—	9世紀	^{これむね} 惟宗直本（私撰）

✓ここもチェック

『弘仁格』『貞観格』『延喜格』自体は現存しないが、これらをテーマ別に分類・整理し、編纂し直した『類聚三代格』が伝わっている。

✓図表のここに着目

三代格式については、名称と編纂された時の天皇を結びつけて覚えておくとよい。また註釈書については、官撰・私撰の違いを押さえておきたい。